主

原判決を破棄する。 被告人を懲役一年に処する。 本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。 原審の訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由 本件控訴理由は末尾添付の控訴趣意書の通りである。 第一点について。

弁護人は、昭和二十五年政令第三百二十五号は憲法に適合しない無効の法令であると主張する。

第二点について。

弁護人は、原判決は被告人が原判示の文書の記載内容を知りながらこれを所持していたとの事実を認定し、右事実は一九四五年「言論及ビ新聞ノ自由」に関する覚書第三項の「連合国二対スル破壊的批評ヲ論議」したものに該当するとしてこれを適用処断しているのであるが、かような広い論議の解釈を支持する根拠がないし所持という事実は論議行為の予備の段階にすぎないから論議行為の既遂のみを処罰している右第三項の論議に該当しない。従つてこれを適用した原判決は論議の解釈を誤つたものであると主張する。

しかし、原判決の確定するところは被告人は原判示路上において頒布の目的で原判示の新聞二百二枚、小冊子五部をいずれもその記載内容を知りながら所持し以て連合国に対する破壊的批判を論議したというのである。しかして、一九四五年「言論及ビ新聞ノ自由」に関する覚書第三項の論議の意義が極めて広い意味に解釈され、連合国に対する破壊的批評を多数の者に流布する意図をもつてそのようなれ、連合国に対する破壊的批評を多数の者に流布する意図をもつてそのようなれ、連合国に対する破壊的批評を多数の者に流布する意図をもつてそのようなれ、原判決がその理由後段において弁護人の主張排斥理由に説示している通りであるから、被告人の行為が右第三項違反に該当すること勿論であつて原判示には所論のような解釈上の誤はない。

るのが相当であるからである。

従つて印刷物の所持であつても、その所持が当該印刷物に表現せられている思想を流布することを目的としているものである以上、之を右覚書にいわゆる論議に当ると解すべきである。もつとも、一般の新聞配達人や街頭における新聞売子の如きは思想の流布を直接の目的としているものでなくて、新聞を運搬し又は売却してその対価を取得することを目的として所持するものであるから、さような者がたまたま本件覚書第三項に該当する記事の掲載せられている新聞紙を所持していたとしても、常に処罰せられるとは限ら拾いこと勿論である。

も、常に処罰せられるとは限ら拾いこと勿論である。 要は当該の所持が印刷物の内容たる思想を流布するを目的としているかどうかによつて判定せらるべき問題である。特定の政党のために奉仕している者が、当該政党の機関紙を頒布するために所持しているような場合は右の設例と違つて、その機関紙を現せられている思想を流布宣伝することを目的としているものと解すべきことは実験則上明白な事項である。しかるに、本件被告人は本件文書の内容を知りながらこれを頒布する目的で所持していたことは原判決挙示の証拠で明瞭であるから、被告人は連合国に対する破壊的批評を論議したものであると言わなければならない。論旨は採用することができない。

第三点について。

弁護人は、原判決は被告人が原判示文書をいずれもその記載内容を知りながら頒布の目的で所持していた事実を認定したが事実の誤認であると主張する。

しかし、被告人は原審第一回公判で原判示文書の記載内容を知りながらこれを所持運搬した事実を自供しているし、被告人が所持運搬した文書は新聞二百二枚小小子五部であるから、かような相当量の文書を所持運搬した事実によつて被告人が所持運搬した事実によって被告人が所持運搬した事実によって被告人が正さとを推認するに充分である。原判決には少し掲した。原判決が被告人の当公廷の供述及び態度を証拠におけるの誤さない。なお弁護人は、原判決が被告人の当公廷の供述及び態度の公司で、原判決が特に被告人の原審公廷に掲げたのは原審第一回公司の氏名すら黙否しているがも、のは原審第一回公司の氏名が前記事実を自供したのは特にその態度から信用性の高いことを証拠に掲げたのは原審第一回公司によっても、の上に荷造り用の紐でくいるが表示というのであるがも、とは新聞によれば本件文書は新聞紙と包装紙で二重には新聞紙などを知らに厳重におけれども、かような事実によって適らがも高いらに接重に密封すること自体が既に特殊の事情の介在を意味しているがよいらに厳重に密封すること自体が既に特殊の事情の介在を意味しているというによって明らかである。単に密封の一事によって中味を自供のでいたのでは介護人の独断にすぎないことは原審公判における被告人の自供の存することによって明らかである。

第四点について。

弁護人は、原判決は被告人が連合国に対する破壊的批評を論議したと認め、右覚書第三項を適用したけれども、同項の連合国に対する破壊的批評の対象は個人を指すものではない。しかるに原判決(一)乃至(四)は米帝国主義者個人に対するものでアメリカに対するものではない。従つてたとえ右文書の記載内容が破壊的批評であつても、右第三項の適用がないと主張する。

しかし右覚書第三項の破壊的批評の対象が連合国であつて連合国人個人でないことは所論の通りであるけれども、或批評が連合国人個人に対してなされたか或はきものではなく、当該文言を使用して表示せられた文章全体を通じその内容によって判定すべきものである。なるほど原判示(一)乃至(四)の文書は「米帝」又は「米帝国主義者」と表示してアメリカ合衆国を表示していないことは所論の通りであるが、その全文を通読すれば右は連合国の占領政策に対し破壊的批評を加えたものであることが明らかである。従つて原判示の文書(一)乃至(四)に対し所論の覚書第三項を適用した原審の措置は正当である。論旨は一種の誰弁にすぎない。

第五点について。

弁護人は、原審の科刑は不当であると主張するので、所論を考慮に入れて記録に 現われた諸般の情状を考察してみると、原審か被告人に対して執行猶予の言渡をし なかつたのは不当であると考えられるから、原判決を破棄し、且つ直ちに判決でき るものと認め刑事訴訟法第三百九十七条第四百条但書を適用して次の通り判決す る。 原判決確定の事実を原判決拳示の証拠によつて認め、これに昭和二十五年政令第三百二十五号占領目的阻害行為処罰令第一条第二条第一項一九四五年「言論及ビ新聞ノ自由」に関する覚書第三項刑法第五十四条第一項前段第十条を適用し、所定刑中懲役刑を選択して被告人を主文の刑に処し、情状に因り刑法第二十五条を適用して五年間を刑の執行を構るしては、第二十五条を適用して、日本門を関す、 て三年間右刑の執行を猶予し、訴訟費用の負担については刑事訴訟法第百八十一条 第一項を適用する。 (裁判長判事 斎藤朔郎 判事 松本圭三 判事 網田覚一)